# 日田市有害鳥獣捕獲規則の一部改正について（趣旨）

１．目的・理由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の管理の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「捕獲等」という。）をしようとする者に係る許可に関し必要な事項を定めた大分県の有害鳥獣捕獲規則が一部改正されたことに伴い、日田市有害鳥獣捕獲規則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 9 号）の一部改正を行うもの。

２．内　　容

これまで有害鳥獣捕獲規則において捕獲等の許可申請者は、「国、県、市、法第９条第８項に規定する環境大臣が定める法人その他市長が特に認める者」としていた。また、捕獲等に従事する者の要件は、法第 55 条第 2 項に規定する登録の有効期間内においては現に同条第 1 項の登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けている者、登録の有効期間外においては直前の登録の有効期間内において狩猟者登録を受けた者としていた。

平成 29 年 4 月 1 日施行の大分県の第１２次鳥獣保護管理事業計画書では国の鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づいて「個人又は法人のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する」としている。

また、近年、鳥獣を捕獲する狩猟者の高齢化及び減少が課題となっているため、県では狩猟者確保対策として金銭的負担の軽減を図っており、その一つの施策として、大分県規則の改正(平成29年４月１日施行)により「網猟」及び「わな猟」による捕獲等を行う者については、狩猟者登録要件を除外している。

そのため、県に準じて日田市有害鳥獣捕獲規則の一部改正を行うもの。

３．施行の時期

公布の日から施行し、平成 29 年４月 1 日から適用する。

４．意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 1 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しないもの。

該当理由

公益上、緊急に規則を定める必要があるため。